’98 ジムカーナグランプリ
車輌レギュレーションについて

このジムカーナグランプリ全国シリーズ戦においては、ジムカーナを一般社会からの偏見を受ける事なく、より正しく認知してもらう為と、誰もがより参加しやすく参加者間での不公平感をより少なくする為にこの『**車輌レギュレーション**』を採用しています。
主なポイントは動力性能と基本構成部品そして外観を、基本的に市販状態またはそれに近い状態に保つ点にあります。
どうぞご理解の上ご参加下さいますよう、よろしくお願いいたします。

企画責任　GRA

『 ’98 ジムカーナグランプリ車輌レギュレーション 』

1. エンジン関連　エアクリーナーおよびキャブレターからエンジン本体、そしてマフラーまでの部品を、出力向上や軽量化などの効果のある部品への交換および加工が加えられていない事。
例）.JMCA認定マフラーへの交換や、車載コンピューターのROMの書き換えや交換も認められません。

2. タ　イ　ヤ　誰でも入手可能な一般市販公道用タイヤである事。
レース用タイヤまたは特別に制作されたタイヤやグルービングなどの加工を受けたタイヤでない事。

3. ハンドル　市販状態とハンドル取り付け形式が同じである事。
例）.セパレート型ハンドルからパイプハンドルへの変更や、その逆は認められません。

4. ホイール　ホイールは市販状態か、または外径が市販状態と同じである事。
（JWL規格合格品の事）

5. フレーム関連　フレーム．スイングアーム．ステアリングステム．フロントフォークなどを、変更または大幅な加工がなされていない事。

6. 保安・安全装備　ヘッドライト．メーター．テールランプ等の保安部品を取り外さない事。（バックミラーを除く）　またブレーキやクラッチレバーの切断も認められません。

7. 例外規定
a. 同一型式で互換性のある車輌の部品交換は基本的に認める。
b. 市販状態のままであっても、走行上で安全性に問題のある場合、また排気音および走行音が許容範囲を超えていると判断される場合には、走行は認められない。
c. 上記項目およびそれ以外の内容の事であっても、主催者はレギュレーションの基本精神に照らし合わせ、主催者の判断で臨機応変に対応や解釈を下せるものとする。

以　上

特別処置 ： 初参加者およびAクラスの方の車両に対しては、レギュレーション確認不足を補うため、軽微な逸脱については上記レギュレーションを弾力的に適応させます。
不安や疑問のある方は、開催事務局宛に事前に必ずお問い合わせ下さい。

GRA Gymkhana Riders Association